明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九八）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**九八）　二
○都県の境界にわたる市の境界変更の件（**総務**三三七）
○町の境界変更の件（**同**三三八）
○市町の境界変更の件（**同**三三九）　三
○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（**同**三四〇）
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（**財務**二八一）
○平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（**同**二八二）　四
○平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**二八三）
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**二八四）　五
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**二五）
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件（**厚生労働**三三四）　六
○獣医療法施行規則第二十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める目標年度を定める件（**農林水産**一四一五）
○工業標準化法第三十四条の規定に基づき認証の業務の一部を廃止する旨の届出があった件（**経済産業**一九五）
○都市計画に関する件
（**関東地方整備局**三三八～三四四）
○道路に関する件
（**中国地方整備局**一五〇、一五一）
○道路に関する件
（**四国地方整備局**八二、八三）
○道路に関する件
（**九州地方整備局**九九）　七

〔人事異動〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　公安調査庁

〔官庁報告〕

官庁事項

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の公表について（農林水産省）　四

法　務

公証人任免（法務省）　五

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

有権者申出方、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、鉱業法第一八九条の規定関係　二

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二

特殊法人等

厚生年金基金変更関係　二

会社その他　六

会社決算公告　三

省　令

○厚生労働省令第九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項、第百二十一条及び第百三十二条中「、事業所の名称若しくは所在地」及び「（協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を削る。

第百十七条中「、事業所の名称若しくは所在地」及び「に変更（協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を削り、「居所に変更」を「居所」に改める。

第百三十四条第三項から第五項までの規定中「、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を削り、「居所又は被扶養者の氏名に変更」を「居所」に改める。

様式第九号(1)（表面）及び様式第九号(2)（表面）中「事業所所在地」及び「事業所名称」を削る。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「、船舶所有者の氏名若しくは住所」及び「（同一の都道府県の区域内における船舶所有者の住所の変更を除く。）」を削る。

様式第一号(1)（表面）中「本人」、「船舶所有者所在地」及び「船舶所有者名称」を削る。

様式第一号(2)（表面）中「家族」、「船舶所有者所在地」及び「船舶所有者氏名」を削る。